

太陽光発電施設の設置に関する景観ガイドライン

■目 的

太陽光発電事業は、日当たりの良い立地であれば比較的導入しやすいため、周囲の景観や反射光による生活環境への影響などが生じることがあります。

本ガイドラインは、良好な景観形成のために太陽光発電施設の設置に関し、本市の考えを示し、周知することを目的としています。

■適用範囲

太陽電池モジュール設置面積が1,000㎡(200KW相当)を超えるものを対象とします。

■配慮事項

良好な景観形成のために推奨する配慮事項は以下のとおりです。

【構造について】

- ・パネルは向きや傾斜をそろえ、煩雑に見えないように努める。
- ・高さは必要最小限に抑える。

【色彩について】

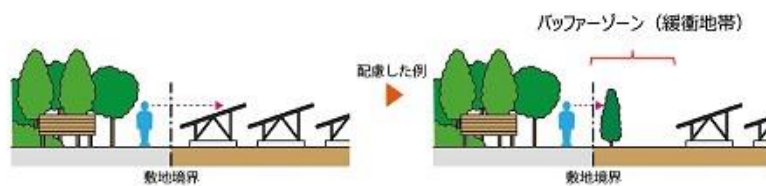
- ・パネルは周囲の住居等への反射が少ないものとし、フレーム、架台はパネルの色彩と違和感なく、かつ周辺景観に調和した色彩とする。
- ・パワーコンディショナー等の附属施設は、できるだけ目立ちにくい位置に設置し、背景や周辺景観に調和した色彩とする。

【緑地保全について】

- ・樹木を伐採する場合は必要最小限にとどめること。

※景観に配慮した取組事例 ※環境省『太陽光発電の環境配慮ガイドライン』引用

■敷地境界部から距離をとってアレイを配置し、境界部に植栽を施した例（イメージ）



■付帯設備等の色彩に配慮した例（イメージ）



■そ の 他

本市では良好な景観を形成するため、景観に関する専門的知識を持つ景観アドバイザーによる相談を受け付けています。設置前に是非ご相談ください。

■問合せ先

豊田市役所 建築相談課 景観担当

電 話 0565-34-6649 メール keikan@city.toyota.aichi.jp